

吸収分割契約に関する事後開示書類

(簡易吸収分割)

平成 23 年 10 月 3 日

共同印刷株式会社

共同印刷西日本株式会社

平成 23 年 10 月 3 日

各位

共同印刷株式会社
代表取締役社長 稲木 歳明

共同印刷西日本株式会社
代表取締役社長 岡田 正明

共同印刷株式会社及び共同印刷西日本株式会社（旧近畿共同印刷株式会社）
による吸収分割に係る事後開示書類

（分割会社／会社法第 791 条第 1 項第 1 号及び会社施行規則第 189 条に基づく書面）
（承継会社／会社法第 801 条第 2 項及び会社施行規則第 201 条に基づく書面）

共同印刷株式会社（以下「共同印刷」という）及び近畿共同印刷株式会社は、平成 23 年 7 月 27 日付吸収分割契約書に基づき、共同印刷を吸収分割会社、近畿共同印刷株式会社を吸収分割承継会社とする吸収分割（以下「本件分割」という）を実施し、同時に近畿共同印刷株式会社の商号を「共同印刷西日本株式会社」（以下「共同印刷西日本」という）に変更いたしました。よってここに本件分割に係る事後開示をいたします。

なお、本件分割は、分割会社である共同印刷においては会社法第 784 条第 3 項、承継会社である近畿共同印刷においては同法第 796 条第 3 項に規定する簡易吸収分割となります。

記

1 吸収分割が効力を生じた日

平成 23 年 10 月 1 日

2 吸収分割会社における第785条、第787条及び第789条の規定による手続の経過

(1) 会社法第 785 条の規定による手続の経過（反対株主の株式買取請求）

共同印刷は、会社法第 784 条第 3 項に基づき株主総会の承認決議を経ずに本件分割を実施したため、同法第 785 条第 1 項第 2 号に該当し、反対株主の株式買取請求権は生じません。

(2) 会社法第 787 条の規定による手続の経過（新株予約権買取請求）

共同印刷は、会社法第 787 条第 3 項第 2 号に定める新株予約権を発行していないため、同条の規定による手続は行っておりません。

(3) 会社法第 789 条の規定による手続の経過（債権者の保護）

共同印刷は、同社から共同印刷西日本に承継される債務について重疊的債務引受を行い、当該債務に関する債権者が不利益を受けることはなかったため、会社法第 789 条の規定による手続は行っておりません。

3 吸収分割承継会社における会社法第797条及び第799条の規定による手続の経過

(1) 会社法第 797 条の規定による手続の経過（反対株主の株式買取請求）

共同印刷西日本は、会社法第 796 条第 3 項に基づき株主総会の承認決議を経ずに本件分割を実施し、また、同社の発行済株式の全てを所有する共同印刷も株式の買取請求を行っておりません。

(2) 会社法第 799 条の規定による手続の経過（債権者の保護）

共同印刷西日本は、会社法第 799 条第 2 項に従い、平成 23 年 8 月 1 日付の官報及び個別の催告書により、共同印刷西日本の債権者に対し、本件分割に対する異議申述の公告及び催告を行いました。異議申述期限である平成 23 年 9 月 5 日までに異議を述べた債権者はありませんでした。

4 吸収分割により承継した重要な権利義務

共同印刷西日本は、効力発生日である平成 23 年 10 月 1 日をもって、共同印刷の関西事業部及び中部事業部に属する事業に関する権利義務一切を承継いたしました。なお、その概算額は以下のとおりです。

承継資産の額：概算 2,543 百万円

承継負債の額：概算 814 百万円

5 吸収分割に係る変更登記をした日

平成 23 年 10 月 3 日付で本件吸収分割に係る変更登記申請を行いました。

6 その他吸収分割に関する重要な事項

共同印刷西日本は、その他利益剰余金の資本組入れを行いました。なお、その概要は以下のとおりです。

その他利益剰余金組入れ前の資本金： 40 百万円

資本金に組み入れたその他利益剰余金の額： 160 百万円

その他利益剰余金組入れ後の資本金： 200 百万円

効力発生日： 平成 23 年 10 月 1 日

また、本件分割に伴い、本店所在地を京都府久世郡久御山町栄二丁目 1 番 204 から大阪府大阪府中央区平野町二丁目 1 番 2 号に変更いたしました。

以上